車両系建設機械作業計画書

共同作業者サイン	

作業所

※作業主任者・作業指揮者・誘導者名は本人の直筆サインで記入のこと。

統責者	元方管理者	担当者

打合せ日	

車両系建設機械使用の作業名	業者名	印
	作業期間	
	～	

	(区分) (チェック)	機械名称	能力	台数	所有者	次数	運転者
使用機械	整地・運搬・積込用機械						
	掘削用機械						
	基礎工事用機械						
	締固め用機械						
	解体用機械						
	コンクリート打設用機械						

計画内容	選任・指名 ( )内には氏名を記入	作業主任者 ( ) 作業指揮者 ( )
		誘導者 無 有 ( ) その他
	合図の方法	手 笛 旗 無線
	危険範囲立入禁止措置	監視人 バリケード トラロープ カラーコーン 警報装置
	地形	平地 傾斜地(°) 段差地 作業面 広い 狭い
	地質	硬岩 軟岩 礫 砂礫 砂 シルト 粘性土 泥炭
	埋設物・架空線近接と防護の方法	埋設物 無 有 (GL- m) 架空線 無 有 (離れ m)
		防護方法( )
	機械転倒危険場所と転倒防止措置	危険場所 無 有 ( )
		防止措置( )

オペレータ確認事項	確認事項	作業方法・内容 (具体的・簡潔に記入)	安全対策 (予測危険に対する措置内容)
	☐ 資格証・免許証は携帯しているか		
	☐ 作業方法・作業内容を理解したか		
	☐ 合図法を理解したか		
	☐ 当該機械の能力で安全作業できるか		
	☐ 用途外使用をしていないか		
	☐ 安全装置は正常に作動するか		
	☐ 作業範囲内立入禁止措置はよいか		
	☐ 始業前点検はしたか		

【作業場所及び作業範囲と運行経路図】 重要なポイントは赤で記入する。

機械位置、組合せの機械位置、移動経路と移動位置、旋回方向、速度制限、立入禁止措置、作業主任者の位置、誘導者の位置等を記入

【参考:安衛法・安衛則の条文の要約】

安衛法 第29条の2	機械が転倒するおそれのある場所・労働省令で定める場所において、作業をおこなうときは、元方事業者として関係請負人に対し、関係請負人が危険防止措置を適切に講ぜられるよう、技術上の指導するとともに、危険防止に必要な資材の提供や関係請負人と共同して、危険防止の措置を講じなければならない。
安衛則 第634条の2	法第29条の2の労働省令で定める場所とは、「機械が転倒する場所」であり、対象機械は、「移動式クレーン」「基礎工事用機械」である。
安衛法 第30条の五項 (安衛則638条の3) (安衛則638条の4)	特定元方事業者は、作業の工程、作業に使用する機械・設備等の計画を作成することともに、関係請負人が作
安衛法 第155条	